



宮 崎 県 公 報

令 和 8 年 6 月 11 日 (木 曜 日) 第 720 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示

○道路の区域の変更(5件).....(道路保全課) 1	頁
○道路の供用の開始(5件).....(") 2	
○利便増進誘導区域の指定.....(") 3	
○道路の占用を制限する区域の指定(3件).....(") 3	
○都市計画の変更(6件).....(都市計画課) 4	

公 告

○土地改良区の役員の就任の届出.....(団体指導検査課) 5	
○土地改良区の定款変更の認可.....(") 5	
○地図及び簿冊の認証(2件).....(農村整備課) 5	
○くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の変更.....(漁業管理課) 5	
病院局公告	
○落札者等の公告.....6	

告 示

宮崎県告示第 437号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和8年6月11日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字野々首1040番133から同郡同村同大字同字1040番133まで	旧	8.5 ~ 25.5	15.1
				新	8.5 ~ 25.7	15.1

宮崎県告示第 438号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和8年6月11日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	265号	東臼杵郡椎	旧	7.8 ~	19.1

			葉村大字大河内字野々首1040番134から同郡同村同大字同字1040番134まで	新	8.3 8.1 ~ 10.6	19.1
--	--	--	--	---	-------------------	------

宮崎県告示第 439号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和8年6月11日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字野々首1040番134から同郡同村同大字同字1040番134まで	旧	6.1 ~ 11.5	47.1
				新	8.0 ~ 37.8	47.1

宮崎県告示第 440号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和8年6月11日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	388号	東臼杵郡門 川町大字川 内字熊毛多 5591番1地 先から同郡 同町同大字 同字5571番 1地先まで	旧	13.5～ 48.7	283.3
				新	13.5～ 48.7	283.3

宮崎県告示第 441号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 8 年 6 月 11 日から同年同月 25 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	388号	東臼杵郡椎 葉村大字大 河内字大河 内1038番28 地先から同 郡同村同大 字同字1038 番28地先ま で	旧	8.1 ～ 12.1	15.2
				新	8.8 ～ 14.3	15.2

宮崎県告示第 442号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 8 年 6 月 11 日から同年同月 25 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	265号	東臼杵郡椎 葉村大字大 河内字野々 首1040番 1 33から同郡 同村同大字	令和 8 年 6 月 11 日

			同字1040番 133まで	
--	--	--	------------------	--

宮崎県告示第 443号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 8 年 6 月 11 日から同年同月 25 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	265号	東臼杵郡椎 葉村大字大 河内字野々 首1040番 1 34から同郡 同村同大字 同字1040番 134まで	令和 8 年 6 月 11 日

宮崎県告示第 444号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 8 年 6 月 11 日から同年同月 25 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	265号	東臼杵郡椎 葉村大字大 河内字野々 首1040番 1 34から同郡 同村同大字 同字1040番 134まで	令和 8 年 6 月 11 日

宮崎県告示第 445号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 8 年 6 月 11 日から同年同月 25 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	388号	東臼杵郡門川町大字川内字熊毛多5591番1地先から同郡同町同大字同字5571番1地先まで	令和8年6月11日

宮崎県告示第 446号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年6月11日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	388号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字大河内1038番28地先から同郡同村同大字同字1038番28地先まで	令和8年6月11日

宮崎県告示第 447号

道路法（昭和27年法律第 180号）第33条第2項第3号の規定により、利便増進誘導区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、令和8年6月12日から同年7月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

道路の 種 類	路線名	区 間	指定日
県道	宮崎停車場線	宮崎市広島一丁目12番1地先から同市広島一丁目12番1地先まで	令和8年7月11日

宮崎県告示第 448号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和8年6月11日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字野々首1040番 134から同郡同村同大字同字1040番 134まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和8年6月26日

宮崎県告示第 449号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和8年6月11日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	388号	東臼杵郡門川町大字川内字熊毛多5591番1地先から同郡同町同大字同字5571番1地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和8年6月26日

宮崎県告示第 450号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和8年6月11日から同年同月25日まで宮崎

県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	388号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字大河内1038番28地先から同郡同村同大字同字1038番28地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 8 年 6 月 26 日

宮崎県告示第 451号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎県高岡土木事務所並びに宮崎市都市整備部都市計画課、国富町都市建設課及び綾町建設課において公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類

中部圏域（宮崎広域都市計画区域、田野都市計画区域及び綾都市計画区域）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更した土地の区域

宮崎広域都市計画区域に係る土地の区域

田野都市計画区域に係る土地の区域

綾都市計画区域に係る土地の区域

宮崎県告示第 452号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県都城土木事務所並びに都城市土木部都市計画課及び三股町都市整備課において公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類

北諸県圏域（都城広域都市計画区域及び高崎都市計画区域）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更した土地の区域

都城広域都市計画区域に係る土地の区域

高崎都市計画区域に係る土地の区域

宮崎県告示第 453号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県日向土木事務所、宮崎県延岡土木事務所及び宮崎県西臼杵支庁並びに延岡市都市建設部都市計画課、日向市建設部都市政策課、門川町建設課及び高千穂町建設課において公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類

東臼杵・西臼杵圏域（日向延岡新産業都市計画区域及び高千穂都市計画区域）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更した土地の区域

日向延岡新産業都市計画区域に係る土地の区域

高千穂都市計画区域に係る土地の区域

宮崎県告示第 454号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県日南土木事務所及び宮崎県串間土木事務所並びに日南市総合政策部未来創生課及び串間市都市建設課において公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類

南那珂圏域（日南都市計画区域、南郷都市計画区域及び串間都市計画区域）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更した土地の区域

日南都市計画区域に係る土地の区域

南郷都市計画区域に係る土地の区域

串間都市計画区域に係る土地の区域

宮崎県告示第 455号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県小林土木事務所並びに小林市建設部建設課、えびの市建設課及び高原町建設水道課において公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類

西諸県圏域（小林都市計画区域、えびの都市計画区域及び高原都市計画区域）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更した土地の区域

小林都市計画区域に係る土地の区域

えびの都市計画区域に係る土地の区域

高原都市計画区域に係る土地の区域

宮崎県告示第 456号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用

する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県西都土木事務所及び宮崎県高鍋土木事務所並びに西都市建設課、高鍋町建設管理課、新富町都市建設課、川南町建設課及び都農町建設課において公衆の縦覧に供する。

令和8年6月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類

児湯圏域（西都都市計画区域、高鍋都市計画区域、新富都市計画区域、川南都市計画区域及び都農都市計画区域）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更した土地の区域

西都都市計画区域に係る土地の区域

高鍋都市計画区域に係る土地の区域

新富都市計画区域に係る土地の区域

川南都市計画区域に係る土地の区域

都農都市計画区域に係る土地の区域

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、綾川総合土地改良区（国富町）の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和8年6月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

就任した役員

役名	氏名	住所
理事	篠原 剛	西都市大字上三財1059

（任期：令和9年3月31日まで）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、小林市土地改良区（小林市）から令和8年4月16日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和8年6月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和8年6月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

西都市

2 地籍調査を行った時期

令和3年9月1日から令和6年3月1日

3 地籍調査を行った地域

大字八重の一部

4 認証年月日

令和8年6月2日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により

、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和8年6月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

西都市

2 地籍調査を行った時期

令和4年6月1日から令和6年3月4日

3 地籍調査を行った地域

大字鹿野田の一部

4 認証年月日

令和8年6月2日

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量を令和8年5月29日付けで次のとおり変更したので、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和8年6月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和8管理年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量（法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

知事管理区分	数量
宮崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	14.3トン
宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から6月まで）	2.8トン
宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（7月から9月まで）	0.4トン
宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10月から12月まで）	0.7トン
宮崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（1月から3月まで）	1.6トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

知事管理区分	数量
宮崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業（4月から12月まで）	45.1トン
宮崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業（1月から3月まで）	5.8トン
宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業（4月から9月まで）	7.4トン

宮崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 （10月から3月まで）	3.8トン
----------------------------------	-------

病院局公告

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和8年6月11日

宮崎県病院局長 重黒木 清

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
県立3病院電子カルテシステム運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当 宮崎市橋通東1丁目9番18号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通 J a p a n 株式会社 神奈川県川崎市幸区大宮町1番地5
- 5 随意契約に係る契約金額
74,098,200円
- 6 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第2項に該当